

基本的な考え方

- 緊急事態宣言の対象区域を埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県（10都府県）とする（栃木県を除外）。
- 緊急事態宣言の対象期間を、3月7日（日）まで延長（従前：2月7日（日）まで）。
- 今後の減少傾向を確かなものとするため、**これまでの対策を継続・徹底**するとともに、医療提供体制・検査体制の拡充等を図り、早期にステージⅢ・Ⅱを目指す。
- 緊急事態宣言の対象区域から**除外された地域**においては、**対策の緩和については段階的に行い**、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで継続。

【緊急事態宣言の対象区域における取組の徹底】

- 飲食店に対する20時までの**営業時間短縮要請の継続**（働きかけの強化、業種別ガイドライン遵守の徹底）。
- テレワークによる出勤者数7割削減を更に徹底。
- **不要不急の外出・移動等の自粛の継続・徹底**。
- **イベント開催制限**は、現行の取組（収容率1／2かつ5,000人以下）を継続。

【宣言対象区域から除外された都道府県の取組】

- 飲食店に対する営業時間短縮要請は当面継続。営業時間、対象地域は知事が判断。
- テレワークによる出勤者数7割削減の目標は当面継続、その後、段階的に緩和。
- 外出自粛要請は当面継続、その後、段階的に緩和。
- イベント開催制限は、段階的に緩和。

【医療提供体制・検査体制の拡充等】

- 特定都道府県における高齢者施設の従事者等の検査の集中的実施計画の策定、その後も感染状況に応じ定期的に検査を実施。高齢者施設等への感染制御及び業務継続支援チームの派遣等。
- **民間検査に関する環境整備**（民間検査機関に精度管理や提携医療機関の決定等を要請）。
- 医療機能に応じた役割分担を明確化した上で**病床の確保**。地域の実情に応じた**転院支援の仕組み**の検討等。
- 家庭内感染防止等のため、自宅療養における健康フォローアップの強化等。
- **職場における感染防止**のため、事業者自らが感染防止策の遵守状況を確認する取組の推進。